二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県米子市車尾字清水ノ上七六九、尾高字御建山開六　一九七六の一、一九七九の二、一九八〇の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字清水ノ上七六九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県東伯郡琴浦町大字山川字別所原七八〇、字助七谷七八一、七八二の一から七八二の三まで、七八三、七八四、字ワアキ谷七九一の一、字牛巻谷七九二の一から七九二の三まで、字岸ノ下西平通七九九、八〇〇の一、八〇〇の八から八〇〇の一三まで、字ススケ畑西平八〇一の二、字精進川西平八〇四の二・八〇四の四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇四の四五、八〇四の四八、字勝田川頭西平八〇七の二・八〇七の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇七の二二、八〇七の三七、字勝田川頭東平八〇八の一・八〇八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇八の三から八〇八の五まで、八〇八の七、八〇八の九、八〇八の一五、八〇八の一六、八〇八の三〇、字ヲイコ谷八四一の一・八四一の三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八四一の二、八四一の三、八四一の三二、八四一の三三、八四一の三六から八四一の四三まで、八四一の五七から八四一の七三まで、八四一の一〇二、八四一の一〇四、八四一の一〇六、字コイコ谷八四二の一から八四二の三まで、八四二の一七から八四二の二〇まで、字炭原八四四の一（次の図に示す部分に限る。）、八四四の一八七、字桂谷八四五、字奥田八四七から八四九まで、八五〇の一から八五〇の三まで、八五一から八五五まで、八六五の一、八六五の二、八六六、八六八から八七〇まで、大字大父字大山家一〇一三の二から一〇一三の六まで、一〇一三の一九から一〇一三の九九まで、一〇一三の一〇二、一〇一五から一〇二二まで、字三ノ谷一〇二五の一（次の図に示す部分に限る。）、字美濃海九九七の一、九九七の二五三から九九七の二五七まで、九九七の二六〇、九九七の二六六、九九七の二六九、九九七の二七一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県八頭郡八頭町徳丸字竹市谷一六五一の一、一六五一の二、一六五二から一六五四まで、字中赤谷一六六一の一（国有林）、一六六一の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県八頭郡智頭町大字穂見字奥山八四二の一（次の図に示す部分に限る。）、八四二の五、大字埴師字大谷山一二五七、字松尾谷一二五八、字北谷奥一二六一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区広河原菅原町一八から三一まで、二四二から二五二まで、二五三の一、二五三の二、二五四、二五五、二五六の一、二五六の二、二五七から二七九まで、尾花町七四から八二まで、一〇一、一二八から一三九まで、三四八から三六四まで、三七二の一、三七二の二、三七四の一、三七四の三（次の図に示す部分に限る。）、三七六、三七七、三七九、三八〇、三八一の一、三八一の二、三八二、三八二の一、三八三の一、三八三の二、三八四・三八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八六の一、三八六の二、三八七の一、三八七の二、下之町一二から二九まで、能見町二八の一、二九から三四まで、三八、三九・四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四一から四八まで、四九・五〇・一一七から一二九まで（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）、一三〇、一三一、四四九から四五八まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。